

月刊基金

12

December 2024



特集

令和6年度災害対策本部設置訓練の実施
—支払基金の事業継続計画(BCP)—

トピックス

審査結果の不合理的な差異解消と「支払基金における
審査の一般的な取扱い(医科)」の公表の取組

令和6年度 社会保険診療報酬支払基金関係功績者厚生労働大臣表彰

支払基金ホームページをご活用ください

支払基金ホームページでは、みなさまのお役に立つ情報を掲載しています。ぜひご活用ください。

<https://www.ssk.or.jp/>

支払基金

検索

利用される方が「知りたいこと」を内容から探す入口です。

社会保険診療報酬支払基金
Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

→ 音声読み上げ・文字拡大 → 関連サイト → サイトマップ

1 支払基金について 診療報酬の審査 診療報酬等の請求・支払 オンライン資格確認・データヘルス等 高齢者医療・介護保険・特定B型肝炎 統計情報

2 速報性や緊急性が高い情報や支払基金がPRしたい情報をピックアップして表示しています。

令和6年7月請求分（令和6年6月指定訪問看護実施分）から開始！
訪問看護レセプトのオンライン請求を開始しました



訪問看護レセプトのオンライン請求に伴い、特設ページを開設しました。

3 事務局等からのお知らせや照会連絡先を掲載しています。

都道府県情報
(支払基金からのご案内など)



医療機関等照会連絡先
(問い合わせ先) 検索



医療機関・薬局
・訪問看護ステーションの方



保険者・自治体の方



ペナダーの方

5 アクセスの多い情報をピックアップし、ダイレクトにアクセスできる入口です。



プレスリリース・記者会見 広報誌「月刊基金」・メルマガ 採用案内 調達情報

4 利用される方に合わせた、各種ページをピックアップしています。

6 お知らせ

【保険者】令和6年5月からの請求関係帳票のオンライン配信に関するお知らせ

7 更新情報 (マスター・様式等)

令和6年11月11日 医療機関・保険者 月刊基金「令和6年11月号」を掲載しました

令和6年11月8日 保険者の異動について (2024年10月分) を掲載しました

令和6年11月8日 ペナダー 基本マスター (医科診療行為・歯科診療行為・調剤行為) 及びレセプト電算処理システムマスターファイル

既存ページの更新やプレスリリースの発表を表示し、最新情報が分かるようにしています。

8 医療機関等向け総合ポータルサイト
(オンライン資格確認・電子処方箋・電子カルテ)

9 施術所等向け総合ポータルサイト
(実地研修、多人数マスター研修、はり灸及びはり師の研修等)

医療機関等ONS
医療機関等システムペナダーの新規登録はこちらから

支払基金に関連する外部サイトへのリンクを掲載しています。

相談窓口のご案内 >

→ よくあるご質問
→ オンライン請求関係相談窓口
→ 再審査相談窓口
→ センター・分室・審査委員会
事務局へのお問い合わせ

照会内容ごとの相談窓口へアクセスできます。

速報性や緊急性を含め、一定期間周知する情報や継続して周知する情報を掲載しています。

月刊基金

Monthly KIKIN 第65巻 第12号

12

DECEMBER 2024

社会保険診療報酬支払基金 基本理念

私たちの使命

私たちは、国民の皆様信頼される専門機関として、診療報酬の「適正な審査」と「迅速な支払」を通じ、国民の皆様にとって大切な医療保険制度を支えます。

今月の表紙



JR 呉線 (広島県)

呉線は、かつての軍港・呉や小京都・竹原を経由して海田市駅と三原駅を結ぶ87kmの路線。住民の足として主に通勤・通学等に利用されており、最新鋭の列車が瀬戸内海沿いの各駅に停まります。全28駅、2時間以上の長い行程ですが、窓の外には穏やかな内海に輝く光と、そこに浮かぶ様々な造形の小島が眼前に広がり、旅の無聊を慰めてくれます。

CONTENTS

特集

2 令和6年度災害対策本部設置訓練の実施
— 支払基金の事業継続計画(BCP) —

12 令和6年度 社会保険診療報酬支払基金
関係功績者厚生労働大臣表彰

インタビュー・副審査委員長の視点から【医科】

14 ファミリースピリットの気持ちで、
公平な審査に努める

鹿児島県社会保険診療報酬請求書審査委員会 副審査委員長 三宅 智

トピックス

16 審査結果の不合理的な差異解消と
「支払基金における審査の一般的な
取扱い(医科)」の公表の取組

地方組織紹介

20 一人ひとりが「自分に何ができるか」の
思考で少人数体制でも変わらない品質を
徳島審査委員会事務局

22 保険者からの再審査請求において
「原審どおり」となる事例の解説

24 コンピュータチェックに関する公開の更新

25 インフォメーション

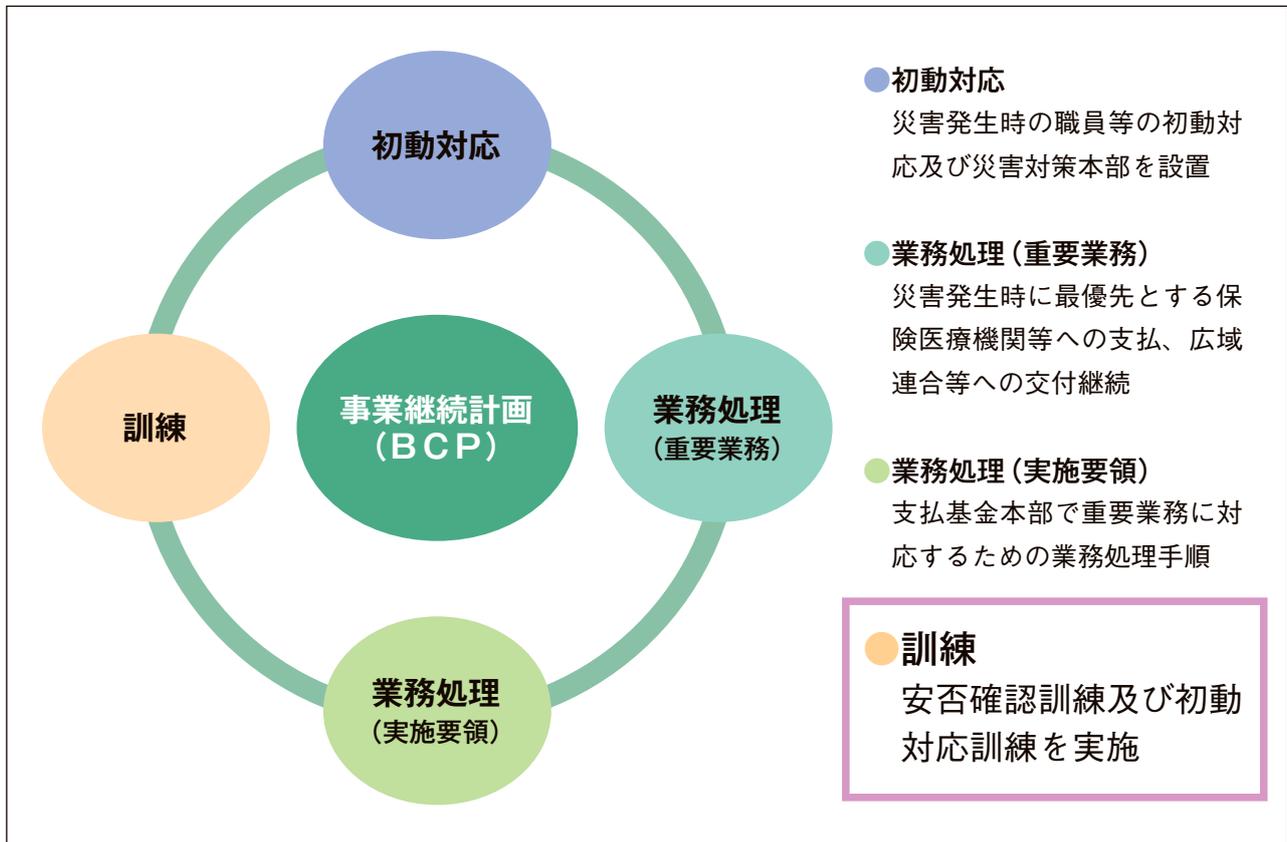
令和6年度災害対策本部 設置訓練の実施

—支払基金の事業継続計画(BCP)—

支払基金では、大規模災害時において国民への医療提供体制を継続するべく、令和5年度に保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という）の運営に支障が生じないよう最優先すべき重要業務を定め事業を継続するための事業継続計画（BCP）を策定しました。

昨今の災害等の状況を踏まえ、支払基金の事業継続計画（BCP）で策定した業務処理（重要業務）に対応するための手順等を確立することを目的として、去る令和6年9月2日に実施した、支払基金本部と東北審査事務センター及び宮城審査委員会事務局（以下「宮城センター」という）合同の災害対策本部設置訓練の状況を紹介します。

図表1 ●事業継続計画（BCP）全体像



※月刊基金令和5年8月号で公表した「事業継続計画（BCP）全体像」の一部を変更しています

はじめに

支払基金では、首都直下型地震や南海トラフ地震をはじめとした大規模地震等が発生した場合においても、我が国における大切な医療保険制度を支えるという使命を果たすべく、国民への医療提供を行う保険医療機関等の運営に支障が生じないように、診療報酬等の支払を継続することを「最優先すべき重要業務」と位置づけ、支払基金の事業継続計画（BCP）を策定しています。

支払基金の事業継続計画（BCP）については、「初動対応」「業務処理（重要業務）」「業務処理（実施要領）」「訓練」の4項目の構成としています（図表1）。

事業継続計画（BCP）の概要

職員等の安全確保のための初動対応において、災害発生時は、非常災害における人的、物的な被害を最小限にとどめることを目的に、職員やその家族の安全確保を第一とした基本方針を定めた上で、①初期消火、②避難、③救護、④職員等の安否確認、⑤安全確保のための待機指示、⑥職場からの帰宅指示、について具体的行動事項を定めています。

また、事業継続のための対策を検討し指示するため、支払基金本部及び地方組織の所在地で震度5強以上の地震または地震以外の非常災害が発生し、理事長が必要と判断した場合には、災害発生から60分以内（勤務時間外の場合はおおむね6時間以内）に支払基金本部の理事長室に災害対策本部を設置することとしています。

災害が発生した地方組織において、業務を遂行することが困難となった場合は、被災した地方組織の業務処理を行う代替センター・分室及び代替事務局を、原則、同一ブロック内に設置し、被災したセンター・分室及び事務局に代わ

り電子レセプトの審査事務等に係る業務処理を実施します。

訓練の目的

災害が発生した状況下においても、迅速かつ確かな行動と対応力が求められます。このことから、事業継続計画（BCP）訓練の一つである災害対策本部設置訓練は、災害発生時に支払基金本部の各部署の担当者が何をすべきか明確にし、関係方面との連携を含めた事業継続計画（BCP）で策定した業務処理（重要業務）に対応するための手順等を確立することを目的として実施しました。

訓練実施に向けた前提条件

保険医療機関等からのレセプト請求締切日直後の「11日」に、宮城県沖で「マグニチュード7.3（震度6弱）」の地震が発生したことに伴い、ライフラインは全て正常であるが、宮城センターの建物が損壊し、機器が破損したことにより、約1か月間業務処理ができず、業務に支障が生じる、という前提のもと訓練を実施することとしました。

なお、想定した具体的な影響は次のとおりです。

- ①診療報酬等の請求支払業務ができないため、翌月の請求支払に影響がある
- ②宮城県内の保険者からの高齢者医療制度及び介護保険制度（以下「高齢者医療制度等」という）の納付金の収納額が不足し、後期高齢者医療広域連合へ交付する後期高齢者交付金等^{*}に影響がある

^{*}後期高齢者医療広域連合への後期高齢者交付金等

- ・後期高齢者医療広域連合への後期高齢者交付金
- ・都道府県国保及び国保組合等への前期高齢者交付金
- ・市町村への介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金

令和6年度災害対策本部設置訓練の状況

13時00分 安否確認メール発報を契機として訓練開始

宮城センター

被害状況の把握及び報告

- 管理職等は、13時時点で宮城センターの職員等が、事前に登録している安否確認メール（災害時に職員等の安否を確認するシステム）を受信したことを確認
- 担当課ごとに職員等の安否状況を把握の上、建物及び事務室内の状況等も併せて取りまとめて、宮城センター長へ報告
- 宮城センター長は、宮城センターの職員等の安否確認の状況と被害状況等を支払基金本部リスク管理課（以下「リスク管理課」という）へ報告（第1報）



『宮城県沖で震度6弱の地震が発生しました。職員等の安否について無事を確認しましたが、事務所建物については、外壁のヒビ割れを確認し、パソコン等機器は業務フロア等の床に落ち、デスクトップ画面等が破損しており、当分の間、業務ができない状況です。』

13時20分 災害対策本部設置を指示

支払基金本部

災害対策本部設置の決定

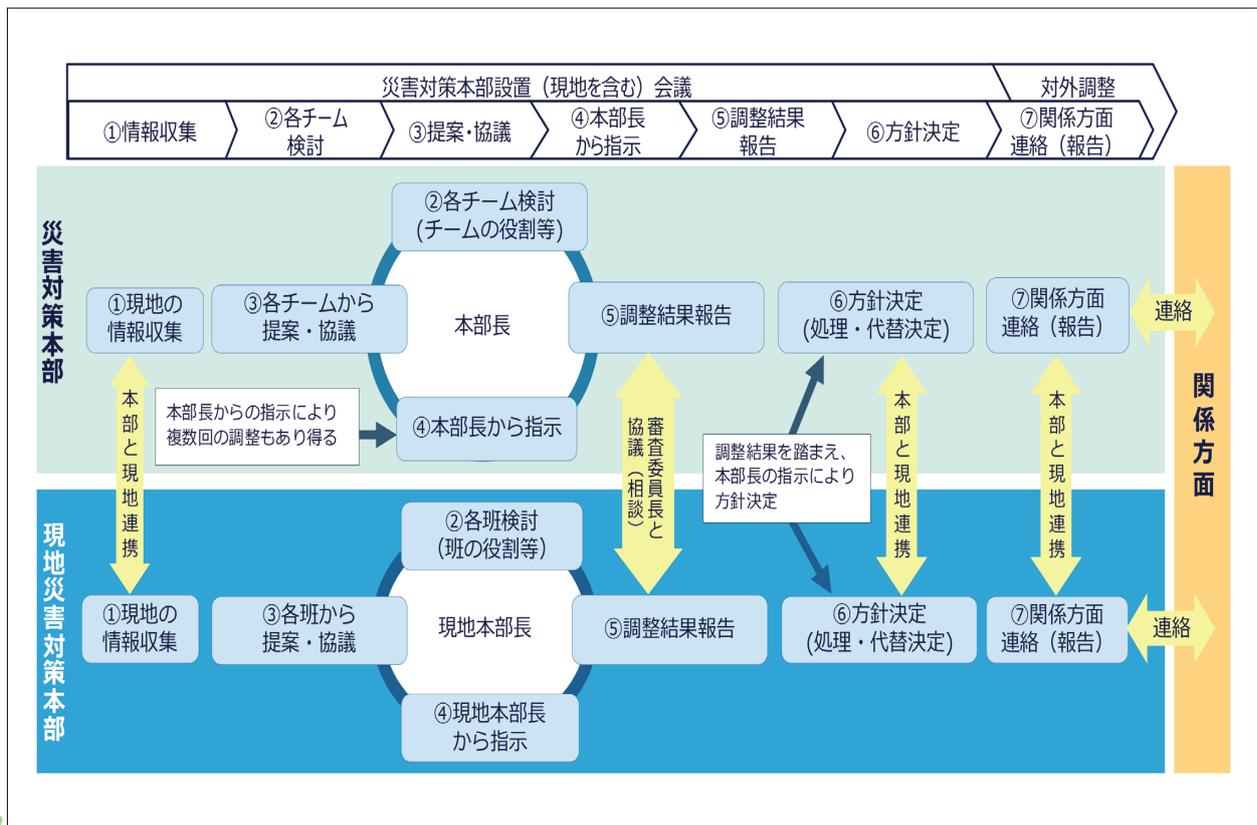
- リスク管理課は、宮城センター長からの第1報の被害状況を理事長に報告し、災害対策本部を設置するか否かの指示を仰ぐ
- リスク管理課の確認による、現地近隣の東北審査事務センター盛岡分室、山形及び福島審査委員会事務局の被害状況（地震による被害を受けていない）も併せて報告
- 災害対策本部長（以下「本部長」という）である理事長は、被災の状況から当分の間、宮城センターは業務処理ができない状況であるため、「支払基金本部と宮城センターに災害対策本部を設置する」よう指示
- リスク管理課は、支払基金本部の災害対策本部員に対して災害対策本部の設置、宮城センター長に対して現地災害対策本部を設置するよう連絡

災害対策本部会議

本来の災害対策本部会議は、今後の業務処理について提案するまでに時間（期間）を要すべきものですが、本訓練実施時間の関係上、本部災害対策チームは本部長等に対して事前に作成した資料を基に提案し、本部長等からの質疑または意見等を受けながら、提案どおり取り進めて良いかの指示を仰ぎました（図表2）。

災害対策チーム					
情報収集 チーム	対外調整 チーム	審査業務 チーム	請求支払 チーム	システム運用 チーム	財政調整 チーム

図表2 ● 災害対策本部設置（現地を含む）から関係方面への連絡をするまでのイメージ



13時40分 災害対策本部を設置

支払基金本部・宮城センター

● 宮城センターの現地災害対策本部と Web 接続の上、災害対策本部会議を開催

情報収集チーム	被害状況と業務処理状況等の報告等（運用管理センターからの報告含む）
宮城センター・ 現地災害対策本部	改めて、職員等の安否状況と建物等の被害状況、約1か月業務処理ができない状況であることを報告

13時45分

支払基金本部・災害対策本部

- 宮城センターからの報告を受け、各チームから今後の業務処理について、本部長に提案
主な提案内容は次のとおり

審査業務チーム	審査委員会は開催できないことから、宮城審査委員会事務局長は審査委員長に相談の上、審査委員会は審査委員長一任による審査決定とすることの了承
請求支払チーム	<ul style="list-style-type: none">● 事業継続計画（BCP）の初動対応に定められている同一ブロック内に代替センターを設置することから、「北海道審査事務センター」で宮城分のレセプトの後続処理を実施● 紙レセプト請求及び電子媒体の読込未完了保険医療機関等への対応は、支払基金独自の概算払いにおける精算処理
システム運用チーム	宮城センターで受付が完了しているレセプトの対応方法
財政調整チーム	高齢者医療制度等において、未納保険者の対応と後期高齢者医療広域連合への後期高齢者交付金等の交付継続の対応

14時15分

対外調整チーム等 本部・現地災害対策本部から関係方面への連絡

連絡内容

- ▶ 審査委員会は審査委員長一任による決定
- ▶ 電子媒体の読込未完了保険医療機関等と紙レセプト請求医療機関の当月処理分の支払について支払基金独自の概算払いとして処理

連絡先

【災害対策本部】

厚生労働省、全国健康保険協会本部、健康保険組合連合会、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、金融機関及びシステム運用保守業者

【現地（宮城）災害対策本部】

全国健康保険協会宮城支部、健康保険組合連合会宮城連合会、宮城県医師会、宮城県歯科医師会、宮城県薬剤師会

支払基金ホームページへ掲載

- 支払基金の被災状況を第1報として公表
- 災害対策本部において、被災状況の更新や方針決定等が行われた場合には、第2報、第3報として更新の上、随時公表する（掲載イメージ図は11ページに掲載）

災害対策本部において決定した方針により、それぞれのチームが役割を遂行する中でも、事業継続計画（BCP）で策定した業務処理（重要業務）に対応するため、関係方面との連携を重要視して訓練の時間内に終了。

15時00分 訓練終了

本部長に訓練の全工程を報告し、訓練は終了しました。

訓練を終え、理事長からの総評及び役員等からの意見については、以下のとおりです。

神田理事長総評



長い間の懸案事項であったBCP訓練がようやく実施できた。対外調整等で関係方面の方々に事前準備にご協力をいただいたが、連絡を取った関係方面の窓口は重要であるため、いざという時に連絡が取れるようにしておくことが必要である。今回の訓練は初回ということもあり、丁寧に準備をして実施したが、これを踏み台にして次回以降はより実践的な訓練が実施できるよう、各々がBCPの業務処理の「重要業務」及び「実施要領」を読み込み、災害時に臨機応変な対応が取れるようお願いしたい。

支払基金としては期日に合わせて、大規模災害発生時において最優先すべき重要業務として、保険医療機関等への診療報酬等の支払継続及び高齢者医療制度等の財政調整に係る後期高齢者医療広域連合への後期高齢者交付金等の交付継続を円滑に実施できるよう、組織としてしっかりとした対応力を身につけることが必要である。

役員等からの意見

- 刻々と変化するインフラの状況と、よく目の当たりにする通信会社の通信制限等による通信障害への対応も今後検討が必要である。
- 各担当部門で細かい内容まで作り込んであり、今後につながるものになったと思う。今後これをベースに、様々なケースを想定し積み上げていく必要がある。
- 初めての訓練のため、事前準備を整えすぎていたと感じた。地方組織内の情報伝達はどのようにするのかなど、今回の訓練をベースに想像を膨らませ、できるだけ現実に沿った形で準備ができるようにすることが大事である。



災害対策本部会議の様子

今回の訓練に参加した職員の感想を紹介します。

災害対策本部 対外調整チーム（支払基金本部経営企画部政策統括課長）

外部関係団体との事前調整

災害対策本部会議で方針決定された①審査委員会は審査委員長一任による決定、②電子媒体の読込未完了保険医療機関等と紙レセプト請求医療機関の当月処理分の支払について支払基金独自の概算払いとして処理、の2点について、各関係方面へ連絡しました。窓口となっていただいた担当者の皆さまには、本訓練の趣旨、支払基金の事業継続計画（BCP）にご理解いただき、スムーズに連絡を取ることができました。

ご協力いただいた皆さまには大変感謝しています。

関係方面への連絡調整において見えた課題

ライフラインが全て正常であるとの前提条件で訓練を行いました。通信環境が整わない災害時において、相手先と必ず連絡を取る、ということは非常に苦慮するのではないかと想定されます。あらゆる状況でも対応ができるような準備が必要だと感じました。

訓練を実施して良かった点

私たち政策統括課は災害対策本部における対外調整としての機能があります。今回の訓練で、災害対策本部の設置を実施したことによって、自身のやるべきことが明確化できたことは良かったと思います。

訓練を実施して改善すべき点

初回の訓練ということもあり、本部災害対策チームが全て揃っている状態で、綿密に計画を立てた手順に基づいて訓練を実施したところですが、実際の災害では、支払基金本部が被災し災害対策本部としての機能が一部失われることも十分に考えられます。突発的に対応し得る対応力を身につけることが大事であり、おおまかな手順で訓練をすることで改善すべき点が明確となり、柔軟に対応できるようになると考えます。

感想

日頃から、災害が発生したらどうするのかということを意識して頭に入れておく必要があると思いました。それと同時に、対外調整窓口として、災害時に支払基金内部の動きを外部に発信すること、外部の動きや情報を捉えることが重要であるとの思いを強くしました。

支払基金が示す最優先すべき重要業務である診療報酬等の支払を継続していく旨を発信し、外部から求められている情報を正確かつ迅速に伝えることで、保険医療機関等に安心していただくことにもつながると思います。

災害対策本部 請求支払チーム（支払基金本部事業統括部長）

業務上、準備の必要があった点

当たり前のことですが、地震や台風、火災などの災害は、いつどこで起きるか予測できず想像を遙かに超える力で襲ってきます。

請求支払チームとしては、1か月の業務処理日程を、①保険医療機関等からレセプトが請求される前、②レセプトが請求され、審査委員会が終了するまで、③審査委員会が終了し、請求支払が確定する前、と大きく3つに分け、災害が起きた時点で何をすべきか、後続処理は可能なのかなど、即対応できるように準備しておくことが必要と考えています。また、今回の訓練により「最優先すべき重要業務」として診療報酬等の支払を継続するため、支払基金本部内の関係部署との連携が必要不可欠であると改めて感じました。

そのため、休日を含めた連絡体制や電子機器が使用できない場合の対処方法など、様々なケースを想定した上で確認すべき事項のリストアップに取り組んでいます。

訓練を実施して良かった点

関係団体への連絡体制や事前に準備しておくこと、災害時に確認すべきことについて、今回の訓練を通じて被災地である現地災害対策本部と災害対策本部の双方で明確になったのではないのでしょうか。また、それぞれのチームにおける初動対応や連携の重要性を感じることができたことは良かったと思っています。

訓練を実施して改善すべき点

今回のシナリオではライフラインは問題がなく、現地とWeb接続が可能という想定で実施されたことから、実際には「通信ができない」「関係者とも連絡が取れない」「現場にも行けない」などのケースを考えたシミュレーションも必要と感じました。また、今回は1か月の処理の流れをギュッと短時間で対応したので、災害が発生した現地における確認を起点にして災害対策本部からの指示が果たして実態に沿っているのか疑問が生じましたが、この点は、不定期な訓練を実施することによりクリアになってくるのではないかと考えています。

感想

災害が発生した時は、自分の命を守るために何をすべきか、日頃から防災対策を行い万が一の時に備えておく必要があると思います。

支払基金は、審査事務集約時に「人」も「物」も動いていますので、今一度、水や保存食を含めた防災セットに不備はないか、棚やパソコンなどの転倒防止はできているか、職員やその家族の安否確認は万全かなど、日頃からできる防災対策をチェックしたいと思います。

現地災害対策本部（宮城センター事業管理課長）

外部関係団体との事前調整

災害時の関係方面への連絡先として事前調整を行ったのは、宮城県の三師会、協会けんぽ宮城支部、健保連宮城連合会の5団体です。事前に「災害対策本部設置訓練」の資料を送付した上で、電話にて今回の訓練の趣旨を説明しました。必要に応じて、支払基金本部が直接説明を行う旨を相手方に伝えたところ、資料で十分理解できたと快く承諾していただきました。連絡をしたどの団体も、「他の会社や関係団体からも同じような依頼があり実施している」とのお話があり、防災に対する関心の高さを実感しました。

訓練当日の関係方面への連絡

訓練当日は、スムーズに連絡が行えるかを確認するため、事前連絡をした職員とは別の職員から関係団体へ連絡しました。平時の訓練ということもあり、連絡窓口となっていた担当の方には事前に連絡する時間帯をお知らせしていたため、特に混乱はありませんでしたが、「レセプトを扱う担当者へ連絡すべきではないのか」「相手方が被災したらどうするのか」など、宮城センター内から意見が出ました。

訓練を実施して良かった点

資料を読むだけでなく、シナリオに沿って災害対策本部設置のプロセスを実際に自分で動いたことにより、一連の流れとして把握できたことは良かった点です。訓練を実施して見えた課題はありますが、今回の経験は今後の役に立つと思います。

訓練を実施して改善すべき点

災害によって起こり得る被害は様々あるので、多角的に被害状況を想定し、複数回の訓練を行う必要があると感じました。また、支払基金本部と複数の拠点、例えば、宮城のほか、岩手、福島とも同時に訓練を実施する必要があると思います。

感想

外壁のひび割れやパソコンの転倒など目で見て分かる被害だけではなく、パソコンが壊れて使えないのかどうかは、起動させてみないと分かりません。被災状況を報告する際に、どう判断し報告すべきか迷うと思いました。

今回の訓練では、「ライフラインは全て正常」という前提条件でしたが、東日本大震災では電気・ガスが止まりました。私は東日本大震災を経験していませんが、当時被災した職員の話から、想定以上のことが起こるということを常日頃から考えておく必要があると感じました。被災した職員・審査委員の安否確認が第一ですが、診療報酬等の支払いを滞ることなく継続できるよう、災害に備えて繰り返し訓練を行うことが重要だと思います。



宮城センターの様子

災害対策本部 事務局（支払基金本部リスク管理課）

リスク管理課の懸案事項であった事業継続計画（BCP）に基づく災害対策本部設置訓練について、宮城センターと合同で実施することができました。

初めての大規模な訓練のため、実施方法の決定、事前準備及び訓練当日までの全ての工程が手探りで、試行錯誤の連続でしたが、各チームと宮城センターとの綿密な打合せにより、災害時のイメージを具体的に持つことができ、チーム間及び関係方面との連携の重要性を感じることができました。この訓練で培った各種の連携は、災害時に非常に有益となると思います。

今回の訓練は、災害時の的確な行動を認識することを目的としてシナリオに沿って実施しました。シナリオがあることにより、災害時の想定との乖離が懸念されることもあり、今後の課題として、シナリオがない場合であっても、臨機応変かつ的確に行動できる対応力を身につけるよう、より実践的な訓練を計画する必要があると考えています。

最後に

災害時における関係方面との連携においては、訓練当日、実際に連絡を行うため、関係方面の各窓口担当者の皆さまに対して、事前に訓練の趣旨等を説明しました。ご理解とご協力いただきましたことにあらためて感謝いたします。

今回の訓練で明確となった課題等を整理の上、

今後もあらゆる状況を想定した訓練を実施し、的確な行動と対応力を身につけることが必要であると考えています。

支払基金は、災害時においても関係方面との連携を図り、保険医療機関等への診療報酬等の支払継続と後期高齢者医療広域連合への後期高齢者交付金等の交付業務に係る事業を安定的に継続してまいります。

支払基金ホームページへの掲載イメージ図

災害発生時に、厚生労働省からの通知に基づき、支払基金ホームページに災害関連情報を掲載しています。支払基金が被災した場合には、被災状況等も掲載していくこととしています。支払基金ホームページトップページ (<https://www.ssk.or.jp/>) →災害関連情報

The image shows a screenshot of the SSK website with red boxes highlighting key disaster-related information. The main navigation bar includes links for '支払基金について', '診療報酬の療費', '診療報酬の請求・支払', 'オンライン療費請求データヘルス等', '関係府庁等・介護保険・特定扶養要員', and '統計情報'. A large blue banner at the top left reads '宮城県沖地震に関するお知らせ' (Notice regarding the Miyagi Prefecture Offshore Earthquake), stating that the Miyagi Center is closed and providing information on disaster response. A central blue box with the text '掲載イメージ' (Posting Image) is overlaid on the page. On the right side, a box titled 'トップページ→災害関連情報→宮城県沖地震に関するお知らせ' (Top Page → Disaster-Related Information → Notice regarding the Miyagi Prefecture Offshore Earthquake) lists several notices: '支払基金における対応等' (Response in the Payment Fund), '令和6年8月13日 宮城・山形・福島審査委員会の審査決定等について (第4報)' (Regarding the review decisions of the Miyagi, Yamagata, and Fukushima Review Committees on August 13, 2024 (4th report)), '令和6年8月12日 宮城・山形・福島のレセプトの受付について (レセプト受付を13日21時まで延長) (第3報)' (Regarding the receipt of Receptos in Miyagi, Yamagata, and Fukushima (extending Recepto receipt to 21:00 on August 13) (3rd report)), '令和6年8月11日 支払基金の被災状況 (宮城センター閉所のお知らせと代替センターによる業務処理の実施) (第2報)' (Disaster status of the Payment Fund (Miyagi Center closure notice and implementation of business processing by the substitute center) (2nd report)), and '令和6年8月11日 支払基金の被災状況 (第1報)' (Disaster status of the Payment Fund (1st report)). Below this, another box titled '厚生労働省からの事務連絡' (Business Contact from the Ministry of Health, Labour and Welfare) lists: '令和6年8月11日 宮城県沖地震による被災者の公費負担医療の取扱いについて' (Regarding the handling of public medical expenses for disaster victims on August 11, 2024), '令和6年8月11日 災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について' (Regarding the handling of partial contribution amounts and health insurance premiums for insured persons affected by the disaster on August 11, 2024), and '令和6年8月11日 令和6年宮城県沖地震による被災者に係る被保険者証の提示について' (Regarding the presentation of insurance certificates for disaster victims on August 11, 2024). At the bottom left, a 'お知らせ' (Notice) box states '令和6年8月14日 宮城県沖地震に関するお知らせ NEW' (Notice regarding the Miyagi Prefecture Offshore Earthquake on August 14, 2024 NEW).

令和6年度 社会保険診療報酬支払基金 関係功績者厚生労働大臣表彰

令和6年度社会保険診療報酬支払基金関係功績者厚生労働大臣表彰は、去る11月5日（火）午後1時30分からベルサール虎ノ門において執り行われ、81名の審査委員の方々が表彰されました。

表彰式は、^{わにぶちようこ}鰐淵洋子厚生労働副大臣をはじめ、厚生労働省保険局の幹部職員及び支払基金からは神田裕二理事長ほか役員列席の下、はじめに鰐淵厚生労働副大臣からあいさつがありました。続いて表彰に移り、被表彰者全員の氏名が読み

上げられた後、被表彰者を代表して、長野県社会保険診療報酬請求書審査委員会 吉岡二郎審査委員長が表彰状を受け取りました。

続いて、被表彰者を代表して静岡県社会保険診療報酬請求書審査委員会 室井正彦審査委員長が謝意を表され「我が国の医療保険制度は、国民皆保険の下、社会の重要な基盤となっている中で、支払基金の審査委員会は、医学、医療の発展、疾病の複雑化や高齢化とともに審査には一層の高度な専門的知識が求められている。また、適正な審査について、国及び保険者などの関係方面から一層の強い期待が寄せられているところである。平素から適正な審査に懸命に努めているところであるが、今回の受賞を励みとして、さらに研鑽を重ね、微力ながら今後とも支払基金の公共的な使命達成のため、より一層の努力をいたす所存である。」と決意を述べられました。

最後に、支払基金を代表して神田理事長からあいさつがあり表彰式は滞りなく終了しました。



▲鰐淵厚生労働副大臣から表彰状を受け取る吉岡審査委員長

▲謝辞を述べる室井審査委員長

令和6年度 厚生労働省大臣表彰被表彰者 (都道府県別五十音順・敬称略)

都道府県名	氏名	都道府県名	氏名	都道府県名	氏名	都道府県名	氏名
北海道	小倉 滋明	埼玉県	宮本 正	岐阜県	横山 壽一	鳥根県	池田 登
〃	千徳 敏克	〃	森野 一英	静岡県	柴田 正純	岡山県	石津 秀樹
〃	瀧上 真良	千葉県	石崎 隆弘	〃	宮本 恒彦	広島県	山脇 泰秀
青森県	神 均	〃	神田 章弘	〃	室井 正彦	山口県	沼 文隆
岩手県	一戸 克明	〃	村上 正純	愛知県	成瀬 友彦	徳島県	西内 健
〃	佐藤 公也	東京都	飯島 卓夫	〃	松浦 昭雄	香川県	西紋 孝一
宮城県	小澤 浩司	〃	一盛 孝之	三重県	稲田 均	愛媛県	道堯 浩二郎
〃	角田 一男	〃	佐久間 研次	滋賀県	本郷 吉洋	高知県	久 明史
秋田県	藤盛 修成	〃	豊島 良一	京都府	福州 修	福岡県	権藤 公和
山形県	齋藤 貴史	〃	弓倉 整	〃	松本 康宏	〃	平方 秀樹
福島県	入野 孝男	神奈川県	和泉 俊一郎	大阪府	岡 成樹	佐賀県	佐藤 清治
〃	海瀬 俊治	〃	堀口 裕司	〃	川 崙良明	長崎県	木下 英一
〃	宮崎 吉弘	〃	増田 英明	〃	小林 順二郎	熊本県	池田 信二
茨城県	原 崇文	新潟県	伊藤 和彦	〃	佐藤 文平	大分県	穴井 秀明
〃	福田 潔	〃	佐藤 信昭	〃	西尾 幸浩	宮崎県	吉松 正明
栃木県	大和田 信雄	富山県	舟坂 雅春	兵庫県	北村 嘉章	鹿児島県	増田 明敏
〃	奥畑 莊郎	石川県	柴山 真介	〃	葛原 啓	〃	松元 淳
群馬県	林植 和郎	〃	羽山 柴厚	〃	三木 誠	沖縄県	佐久川 廣
〃	林 雅道	福井県	小林 泰三	奈良県	三馬 省二		
埼玉県	門山 周文	山梨県	石原 裕	和歌山県	樋口 隆造		
〃	竹 島 浩	長野県	吉岡 二郎	鳥取県	吉田 明雄		



鰐淵洋子厚生労働副大臣あいさつ



今回、表彰を受けられる皆様に、心よりのお祝いを申し上げます。審査委員の皆様におかれましては、地域医療への貢献に加え、毎月の診療報酬の審査を滞ることなく行っていただき、心より感謝申し上げます。

近年の医療技術の高度化や革新的な新薬開発に加え、国民が享受する医療サービスも多種多様なものとなっています。これに伴い、診療報酬の審査・支払業務も、年々、複雑化している状況にあります。また、来月からのマイナンバーカードの保険証利用を基本とする仕組みへの移行など、医療をとりまく環境は大きく変化しつつあります。

社会保険診療報酬支払基金においては、拠点の再編という

大きな組織改革から約2年が経過する中で、ICTを活用した審査事務の効率化・高度化と審査結果の不合理な差異の解消という改革を進め、審査委員の皆様業務効率化に取り組んでこられました。

このような大きな環境変化の中でも組織改革や取組が実を結び、継続的に適正な審査が確保され、国民が良質な医療を享受できているのは、ひとえに、審査委員の皆様のご長年にわたるご尽力の賜物であります。

皆様のご功績に対し、深く敬意と謝意を表します。

今後とも、審査委員の皆様におかれましては、我が国が誇る医療保険制度を将来世代に引き継いでいくためにも、長年にわたって築き上げてこられた診療報酬の審査に関する多くの経験や知識をさらに活かしていただきたく存じます。

最後に皆様のご健勝をお祈りいたしまして、甚だ略儀ではありますが、ご祝詞とさせていただきます。

神田裕二理事長あいさつ



ただいま、栄えある厚生労働大臣表彰を受けられました審査委員の皆様、社会保険診療報酬支払基金を代表し、心からお祝いを申し上げます。

本日、受賞された審査委員の皆様におかれましては、長年にわたり、診療等でご多忙な中、診療報酬の審査に時間をさいて、各都道府県の審査委員会において、中心的、指導的な役割を果たしてこられました。長年にわたるご尽力に対して、心から感謝申し上げますとともに、深く敬意を表する次第であります。

さて、支払基金は、一昨年10月の職員の審査事務を全国14か所の拠点に集約するという大きな組織改革から2周年を迎えました。

集約時には非常に多くの職員を転勤させ負担をかけましたが、組織改革では、AIによるレセプト振分機能や業務の棚卸しなどにより経費を節減する一方、足元では、審査実績を格段に向上させるという成果をあげております。

審査結果の差異解消についても、従前の支部取決事項の集約を概ね終るとともに、昨年1月から職員が複数の都道府

県の審査事務を担当する取組を開始しており、職員が発見した差異事例を診療科別ワーキンググループで検討することにより、順次、ブロック内の取扱いの統一が図られつつあります。

これらは、職員の努力はもとより、組織、審査のやり方など様々な変化を受け入れてくださった審査委員の皆様のご理解とご協力の賜物であると心から感謝申し上げます。

今後とも、様々な状況変化にも耐え、継続的に審査実績の向上や審査結果の差異解消を進めていくことができる新組織の安定稼働の実現に向け、組織を挙げて取り組んでまいります。

また、審査委員の皆様にご協力いただいた審査支払の基盤の上に、医療DXに関連するシステムを構築し、医療関係者の皆様から信頼される審査支払機関として、また、臨床現場における最適な医療の提供や広く国民の皆様のご健康づくり等に貢献する医療DXの専門機関として、その役割をしっかり果たしてまいりたい所存であります。

本日、表彰された審査委員の皆様におかれましては、長年にわたる知識・経験を踏まえ、今後とも、支払基金の運営について、ご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本日、受賞された皆様のご健勝とご活躍をお祈り申し上げまして、お祝いの挨拶といたします。



ファミリースピリットの気持ちで、 公平な審査に努める

みやけ さとし
三宅 智

鹿児島県社会保険診療報酬請求書審査委員会 副審査委員長

医師として

——医師を志したきっかけ

私は内科の開業医の息子として生まれ、父の姿を見てきたので、医師を目指すのは自然の成り行きだった気がします。代々、内科医をしていたので、父は私にも内科医になってほしかったと思います。

開業医になってからは内科を診療していますが、私の学生時代は放射線科でCTが導入されたり、新しい画像診断が導入されたりした頃でした。IVRという血管造影による治療方法に興味があり、放射線科の道に進みたく、入局しました。

——座右の銘

中学、高校を過ごした学校の基本理念に「ファミリースピリット」という言葉があり、隣人への愛の精神、他人も家族のように思いやる気持ちを持つことが大切だということを学びました。今でもその気持ちを大切にしており、患者さんやメディカルスタッフに対して思いやりの気持ちを持って接するように心がけています。

審査委員として

——審査をする上で心がけていること

医学的な必要性と保険診療としての算定要件を見極めて、保険者、医療機関、どちらにも分け隔てなく、公平な目線で審査を行うことを心がけています。

また、職員からの疑義付箋に対して、審査結果だけではなく、理解しやすい査定理由の記載や請求どおりとなった場合の根拠を指示付箋に記載することで、審査事務の参考になるようにしています。

——副審査委員長として審査委員会の運営で留意していること

副審査委員長として、審査委員長の補佐をしていくことが一番大切なことだと思っています。

鹿児島県の審査委員会は、第二次審査で協議をする際、活発な意見交換が行われています。審査委員会を円滑に運営するために、意見交換で出された様々な意見を審査調整役や主任審査委員に協力してもらいながら、まとめていくことが私の役目だと思っています。

——再審査査定減少に向けての取組

再審査の申出件数が増えてきており、審査にかなりの時間を要しているため原審査時の丁寧な審査に努めています。審査をする中で、自分

の専門外の診療内容や症状詳記があった場合など、判断に迷うことが多々あります。このような場合には、専門の診療科の審査委員や審査調整役に審査を依頼し、適切な判断をするよう審査委員会全体で取り組んでいます。

——審査結果の差異に対する取組について

現在、都道府県別に審査の差異を可視化したレポートに基づいて不合理な差異の解消に取り組んでいます。鹿児島県の改善状況を確認しながら、審査の取扱いについて認識誤りとなった事例は、事務局職員が作成した資料を基に、個々の事例のチェックポイントを私から全審査委員を対象に説明しています。説明をすることにより、少しずつではありますが改善されていると感じています。

また、医師会、国保、そして支払基金の3者で構成されている保険診療協議会や国保と支払基金の2者で行われている連絡協議会においても差異解消の協議を行っています。以前は支払基金から審査の取決めを提案することが多かったのですが、最近は国保からも差異解消の提案が出されており、そのことについて議論しているところです。国保と議論した内容は支払基金の審査研究会でお伝えするようにしています。

審査の取決めについて、支払基金は全国で統一していますが、国保は都道府県単位で決定しており、鹿児島県独自のものが結構ありましたが、議論を重ねてきて、徐々に差異は解消されてきていると思っています。

——保険者及び医療機関へお伝えしたいこと

保険者には、同じ手術とか傷病名であっても、患者の個々の状態で治療内容は異なり、同じ審査結果にならない場合があることや、現在は医学の進歩によってガイドラインも変わってきており、過去の審査結果と現在の審査結果で異なる場合があることをご理解いただきたいです。

また再々審査の申出をされる際は、1度目の再審査の原審どおりの理由をよく確認いただいて、再度申出が必要であると考えた根拠を詳し

く記載してほしいと思います。審査委員会としても、より丁寧に審査結果をお伝えしたいので、具体的な申出内容、理由の記載をお願いしたいです。

医療機関には、審査結果理由をしっかりと確認いただき、請求前に事務職員の方と協働して院内点検をしっかりと行っていただきたいと思っています。概ね審査結果に理解はしていただいていると思いますが、納得していただけていない場合、同じような請求を繰り返している医療機関もあります。また、研究目的など保険請求の対象外の内容も混在して請求されることがあります。その場合は、私や審査調整役が先生と直接お会いし、話し合いを行い、改善をお願いします。

——支払基金職員との関係について

審査委員や職員に対しても共同体というつもりで、ファミリースピリット、お互いを尊重し合って審査をしたいと思っています。

審査事務集約後、審査事務担当の職員との連携は画面上のやりとりが主となっていますが、積極的にコミュニケーションをとれるよう努力することが大切です。職員には照会依頼機能を活用して審査委員にたくさん質問してもらい、審査委員は指示付箋に審査結果内容を詳しく記載することで、お互いの知識向上、信頼関係の構築につながってほしいと思います。

最後に

——医療DXに期待すること

支払基金のデータをどのように活用していくかが課題だと思います。

厚生労働省や国保と協力し、エビデンスを出しながら、医療費の適正化に向けて有効活用してもらいたいです。

——休日の過ごし方

運動不足になりがちなので、時間がある週末には、ゴルフに行くようにしています。ほかには、音楽鑑賞をして休日を過ごしています。

審査結果の不合理的な差異解消と「支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）」の公表の取組

支払基金においては、審査結果の不合理的な差異解消の取組の一つとして、令和3年3月に公表された「審査支払機能に関する改革工程表」（以下「工程表」という）に基づき、審査事務集約前に各支部にあった支部取決事項について、統一に向けた検討を進めてきました。

また、その結果全国統一した審査基準は、審査の透明性を高め、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、原則、公表することとしています。

ここでは、工程表に基づく医科の審査結果の不合理的な差異解消の取組と、全国統一した審査基準である「支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）」の公表の取組について紹介します。

1 「審査支払機能に関する改革工程表」に基づく審査結果の不合理的な差異解消の取組

工程表では、審査事務集約前に各支部にあった支部取決事項について、①2022年10月までに重複や整合性の整理を終了させること、②2024年4月までに審査基準を全国統一するための検討を一巡させること及び③統一完了までに要する期間を2022年10月までに確定させることの3点が示されています（図表1）。

審査事務集約前、医科の支部取決事項は全国で26,487ありましたが、工程表に基づく検討状況は以下のとおりです。

① 重複や整合性の整理

重複や整合性の整理とは、同一の診療行為等ごと適応や算定回数等の論点別に集約（重複整理）し、また、取決の時期が古く現在の医療に即さないものや取扱いが明らかにされているものを削除（整合性整理）することであり、当該重複や整合性の整理は、工程表どおり2022年10月までに終了しました。その結果、26,487の支部取決事項を10,978事例に整理しました。

② 検討の一巡

検討の一巡とは、各事例について、全国の審査上の取扱い調査結果等を踏まえ検討を一通り実施し、その結果（全国の取扱いの取れん率）

に応じ、統一若しくは削除（＝検討終了）又は継続検討に整理することであり、当該検討の一巡は、工程表で示された時期よりも9か月早い2023年7月に終了しました。

また、この一巡が終了した時点では、10,978事例のうち統一又は削除の顛末がつき検討終了とした事例が10,316事例（94.0%）、未終了（継続検討）が662事例（6.0%）の状況となりました。

なお、この662事例については、都道府県間で取扱いが分かれている（未取れん）ため再検討が必要な事例であり、取れん率が概ね70%台であった事例は取扱いの再調査を行い全国統一又は削除の検討を、また、概ね70%未満であった事例は削除する方向で検討を進めることとしました。

③ 統一完了までに要する期間の確定

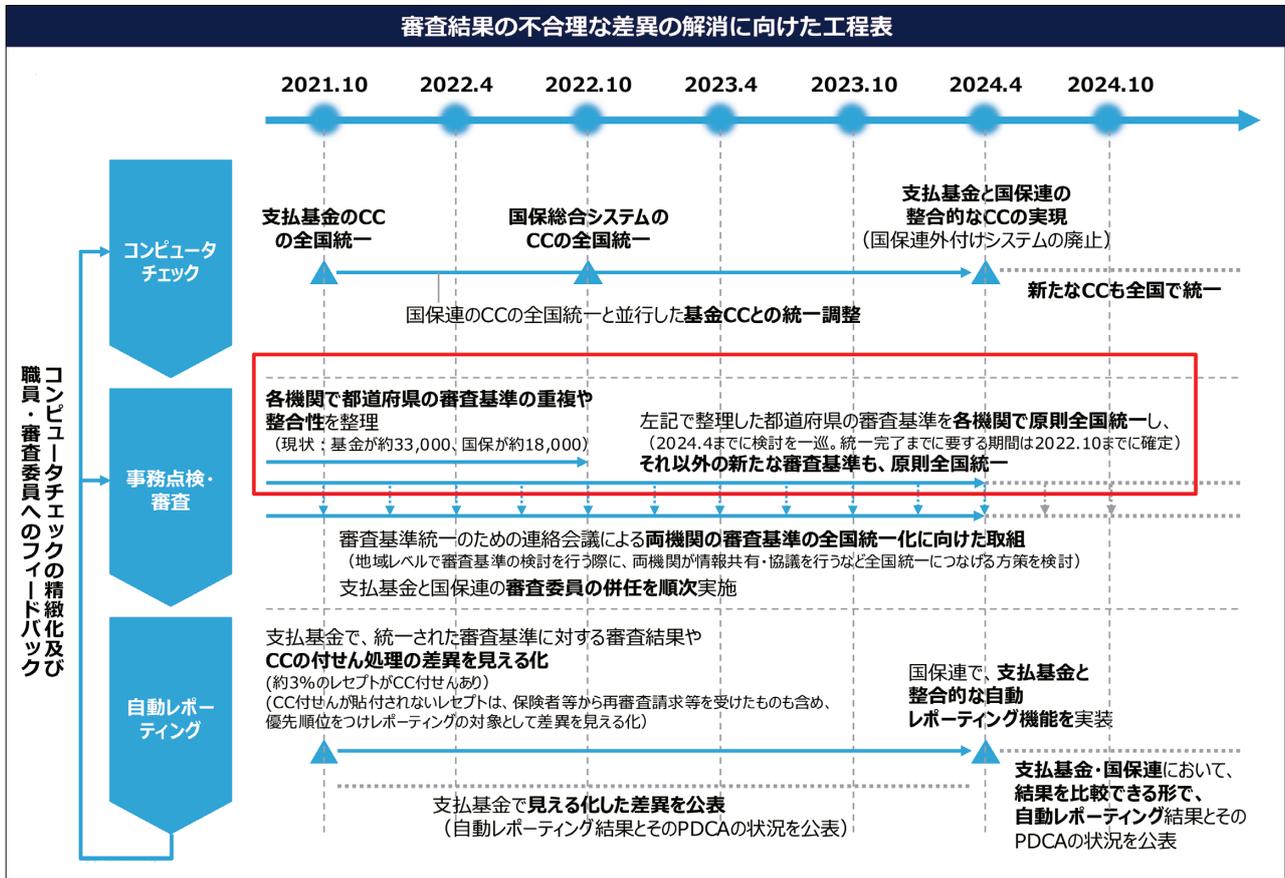
2022年10月に、統一完了までに要する期間を2025年3月と確定させました。したがって、検討の一巡の結果、検討未終了であった662事例については2025年3月までに検討を終了させ、支部取決事項の検討を完遂させることとしています。

以上の工程表に従い検討を進め、令和6年9

月末時点では、検討終了が10,810事例(98.5%)、未終了が168事例(1.5%)となり、すべての検討が終了するまで残り僅かとなっています。ま

た、検討終了の10,810事例の内訳は、全国統一が649事例、ブロック統一が61事例、削除が10,100事例となっています(図表2)。

図表1 ● 審査支払機能に関する改革工程表



図表2 ● 審査支払機能に関する改革工程表に基づく支部取決事項の検討状況 (令和6年9月末時点)



2 「支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）」の公表の取組

以上の検討により全国統一した医科の審査基準については、「支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）」として、原則、公表することとしています。

この「支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）」は、平成29年4月に第1回目の公表を開始し、以降、令和4年1月までの約5年間で8回にわたり合計43事例のペースで公表していましたが、令和6年2月からは、支部取決事項の検討の結果、全国統一した事例を、毎月平均30事例のペースで頻繁に支払基金ホームページで公表しています（**図表3・図表4**）。その具体的な手順は以下のとおりです。

- ① 事例ごと、「原則として認められる」、「原則として認められない」といった「取扱い」のほかに、説明責任を果たす観点から「取扱いを作成した根拠等」を作成。
- ② ①が終了した事例を国民健康保険中央会に提供し、国民健康保険中央会との間で両組織間統一に向けた検討を実施。
- ③ ②から一定期間経過後、支払基金本部及び地方組織から各関係団体へ情報提供を実施。
- ④ ③の結果、特段意見提出のなかった事例

（意見が提出され、調整を了した事例を含む。）を公表。

現在、検討の一巡終了の時点で未終了であった662事例の検討と並行して、①の全国統一した事例に関する「取扱いを作成した根拠等」の作成にも注力しており、当該作成が終了したもののから順次、上記の手順を経て公表しています。

また、公表する事例は、②の結果、両組織間で統一した事例となるよう努めていますが、支払基金における審査の取扱いを保険医療機関等に早く周知するため、②から一定期間経過後は、両組織間で統一していない事例であっても、支払基金の統一事例として公表することとしています。

以上の手順を経て、令和6年9月末時点では、支部取決事項の検討の結果、全国統一した649事例のうち、270事例（平成29年4月から令和4年1月に公表した43事例を含めると計313事例）を公表している状況であり、全国統一した事例については、今後も「取扱いを作成した根拠等」の作成が終了したもののから順次、公表していくこととしています。

さらに、公表後は、診療報酬改定による算定

図表3 ● 支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）の公表状況（令和6年9月末時点）

回	事例数	公表年月日	回	事例数	公表年月日
第1回	9	平成29年4月24日	第9回	36	令和6年2月29日
第2回	12	平成29年9月25日	第10回	28	令和6年3月29日
第3回	2	平成29年11月27日	第11回	45	令和6年4月30日
第4回	3	平成30年2月26日	第12回	39	令和6年5月31日
第5回	3	令和2年7月27日	第13回	32	令和6年6月28日
第6回	2	令和3年3月22日	第14回	45	令和6年7月31日
第7回	3	令和3年8月31日	第15回	15	令和6年8月30日
第8回	9	令和4年1月31日	第16回	30	令和6年9月30日
計	43	—	計	270	—
合計 313 事例					

要件の変更や医療の現状に対応したものとなるよう定期的に見直しを行うとともに、外部から意見が提出された場合は当該意見を踏まえて再検討し、必要に応じて適切な内容に更新することとしています。

なお、「支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）」は、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、当該取扱いに示された適否が、すべての

個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことにご留意願います。

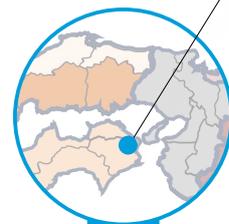
また、例えば、「次の傷病名に対する〇〇の算定は、原則として認められる」として傷病名を記載している取扱いは、あくまでも当該傷病名に関する検討の結果に基づき作成したものであり、記載されていない傷病名に対しては、認められない、ということではありませんので、併せてご留意いただきますようお願いいたします。

図表4 ● 支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）の支払基金ホームページの掲載場所の案内（イメージ）

The screenshot shows the homepage of the Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services. The main navigation bar includes: 支払基金について, 診療報酬の審査, 診療報酬等の請求・支払, オンライン資格確認・データヘルス等, 高齢者医療・介護保険・特定B型肝炎, and 統計情報. The breadcrumb trail is: トップページ > 診療報酬の審査 > 審査の取扱いが統一された事例 > 支払基金における審査の一般的な取扱い（医科） > 支払基金における審査の一般的な取扱い（医科). The main content area is titled '支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）' and contains a list of PDF and Excel files for download, such as '提供日順 (393事例) (PDF: 1,542KB)' and '診療項目順 (393事例) (PDF: 1,529KB)'. A sidebar on the right contains a search bar, a '支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）' link, and a '利用者別メニュー' section with links for '医療機関・薬局・訪問看護ステーションの方', '保険者・自治体の方', 'ベンダーの方', '様式集', and '都道府県情報'.

一人ひとりが「自分に何ができるか」の 思考で少人数体制でも変わらない品質を

徳島審査委員会事務局



徳島審査委員会事務局

徳島審査委員会事務局（以下「徳島事務局」という）は、事務局長以下、14名の職員で業務を行っています。

小規模体制であっても保険者や医療機関等の関係者への対応や業務処理などの品質を落とすことは絶対に許されません。品質の維持・向上に努めるため、誰かが何かをしてくれるのを待つのではなく、職員一人ひとりが「自分に何ができるか」の思考で、担当以外の業務にも自分事として捉え事務局業務に当たっています。

徳島事務局で一番大切にしていること

徳島事務局で一番大切にしているのは、自由闊達な意見交換と、それによる納得感です。小規模体制の強みを活かして、問題点や課題があればすぐに担当者が集まり、協議して解決策を見出し、事務局長が速やかに決断することで早期解決に導いていきます。解決策は担当者以外の職員にも共有し、臨機応変に対応して的確に実行しています。

意見交換では協議の目的を明確にし、意見を主張するだけでなくお互いの意見を尊重し整理していくことで、納得のいく解決策を探しています。このように意見交換を繰り返しお互いに納得感を得ることで、相互理解が深まりチームワークも向上します。

職員一人ひとりが事務局業務全般に対して当事者意識を持ち、「自分に何ができるか」の思考が定着したことで、集約後も変わらぬ品質が担保できているものと考えています。

業務の属人化解消と効率的な業務処理に向けた取組

審査事務集約後、職員総出で協力し業務に取り組む組織風土の醸成に取り組んできました。取組に当たっては、事務局で行う様々な業務についてまず担当者を明確にし、その上で担当者間での相互応援をすることで、的確かつ効率的に業務を進捗させています。具体的には、毎日、始業時に行う「朝会」において、各担当者から当日実施する作業や必要な人員等についての報告を行い、必要に応じて相互応援を行うことで作業量と投入人員をマッチングさせています。これにより職員は、担当以外の業務にも従事することができ、業務の属人化解消の効果も得ることができるとなりました。

また、業務ごとの担当者は主担当・副担当の2名ずつ配置しています。職員は主として担当する業務のほか、異なる業務の副担当の役割も担いますが、一部分の作業のみの経験に留まるため、主担当・副担当を短期サイクルで入れ替えもしています。また、主担当・副担当は上司と部下の場合もあり、担当の入れ替えを行うことで、部下に高度な業務経験を積む機会を提供しています。このことにより、部下は一つ上の役職の職員がどのような業務を行っているのかを理解することができます。また上司も、主担当となった部下のフォローをすることや、業務内容を教えることで新たな気付きを得ることができ、仕事の体系や手順を整理する良い機会となっています。このような経験をすることで、職員間の相互理解がより深まりさらなる業務の属人化解消につながっています。

この取組により、少人数であっても、それぞ

れが担当する業務の進捗に責任を持ちつつ、臨機応変に相互応援を行い、突発的な事案が発生した場合も含め、ほぼすべての業務を就業時間内に完結させるなど、効率的に業務運営を行っています。

この取組以外にも、日頃から業務改善に取り組んでいますが、その契機となるのは、やはり、自由闊達な意見交換です。

自由闊達な意見交換による職員の提案に基づき業務改善をした例として、ホワイトボードを活用し各担当者の業務を日ごとに表示することにより、当日行っている作業の「見える化」を図っています。これにより、ほかの担当者が行っている業務に対しても職員一人ひとりが進捗を確認することができます。

一見、電子的な情報共有に比べて退化したような印象があるかもしれませんが、全員が相互応援や属人化解消の目的で、その日に誰がどの業務を行うのかを確認し、時にはホワイトボードの前に集まって協議している光景を目にすると、とても新鮮な気持ちとなり、業務改善に向けた意識を高める効果もあります。

審査実績の向上に向けた取組

徳島事務局における審査実績の向上へ向けた取組としては、毎月開催される審査委員会初日の審査運営委員会及び第二次審査委員会において、支払基金本部から提供される直近の審査実績を示して、審査委員に徳島事務局の現状と支払基金の取組について理解をいただいています。

また、審査委員の個人実績にも着目し、審査委員長等に相談の上、個別に現状説明を行い実績向上のためのヒアリングを行うとともに課題解消に向けた働きかけを迅速に行っています。

審査委員と職員の連携体制は確立しており、審査事務集約によって審査事務を行う職員が四国地域審査事務センター(以下「香川センター」という)に集約された以降も親密な関係を維持しています。これは、過去の審査の充実に向けた取組の成果であり、その時々々の審査委員長の

理解や審査委員の協力のもと再審査部会の体制を「審査委員と職員のマンツーマン」で実施したことによるものです。また、再審査査定点数の減少という共通の目標を持って職員と審査委員とが相互に直接質問をする機会が増え、両者の距離が近くなったことでコミュニケーションの充実が図られています。このことにより、医学的見解等を吸収する機会も増え、着実に審査事務に対する知識の習得が図られたものと考えています。また、距離が近くなることで審査委員から職員への要望等についても伝えやすくなりました。

今後は、人事ローテーションにより担当者が変わった場合でも、この取組の成果を維持できるように、ビデオ通話等の活用促進による香川センター職員と審査委員のさらなる連携強化を図っていきます。ビデオ通話等によるコミュニケーションによって、職員は審査委員から直接知識を習得できるため、今後もこれらを十分に活用して、四国地域全体の審査実績向上に邁進していきます。

今後目指す姿

徳島県の保険者や診療担当者等の関係団体とは、積極的に連絡や支払基金の取組等の説明をしてきたことで、オンライン請求の促進などにも協力いただくなど、良好な関係性を築けているものと考えています。この良好な関係性を維持・向上させるためにも、今後、見込まれる紙レセプトのさらなる減少に伴う事務局業務の変化など、引き続き、関係団体に懇切丁寧な説明を行うよう努めていきたいと考えています。



ミーティングの様子

保険者からの再審査請求において「原審どおり」となる事例の解説

事例

〔歯科〕 口腔内装置調整の算定について

本事例は、保険者からの再審査請求において「口腔内装置フテキ病名がなく、顎関節症病名のみで口腔内装置調整の算定はいかがでしょうか。」と申出が行われた事例です。

審査情報提供事例（歯科）において、「原則として、「顎関節症」病名のみで「I017-2 口腔内装置調整・修理 1 口腔内装置調整 ハ 口腔内装置調整 3」の算定を認める。」としていることから、原則として原審どおりとなりますので、再審査請求の申出を行う場合はご注意ください。

【審査情報提供事例（歯科）】（抜粋）

（公表日：令和6年2月26日）

251 口腔内装置調整

○取扱い

原則として、「顎関節症」病名のみで「I017-2 口腔内装置調整・修理 1 口腔内装置調整 ハ 口腔内装置調整 3」の算定を認める。

○取扱いを定めた理由

顎関節症の治療において装着した顎関節治療用装置を調整することにより、疼痛の軽減や開口障害の改善等を図ることが臨床上あり得るものと考えられる。

参考【告示 令和6年3月5日付け厚生労働省告示第57号】（抜粋）

別表第二

歯科診療報酬点数表

第2章 特掲診療料

第8部 処置

第1節 処置料

I017-2 口腔内装置調整・修理（1口腔につき）

1 口腔内装置調整

イ 口腔内装置調整 1 120点

ロ 口腔内装置調整 2 120点

ハ 口腔内装置調整 3 220点

2 口腔内装置修理 234点

注1～注2（略）

注3 1のハについては、区分番号I017に掲げる口腔内装置の注に規定する顎関節治療用装置又は区分番号I017-1-4に掲げる術後即時顎補綴装置の調整を行った場合に算定する。

注4～注5（略）

コンピュータチェックに関する公開の更新

「コンピュータチェックに関する公開基準」に基づき、支払基金ホームページに掲載している「コンピュータチェック対象事例」を更新しています。

なお、コンピュータチェック対象事例の更新内容は以下のとおりです。(2024年10月30日現在)

No	変更区分		事例数		
	コード内容	詳細内容	本部 点検条件	チェック マスタ	合計
1	0：前回公開と同一内容	前回公開時と同一内容の事例	99,867	12,585	112,452
2	1：抹消	設定しない	—	—	—
3	3：新規	今回の公開で新規に追加した事例	20,331	367	20,698
4	5：変更	今回の公開で変更した事例	9,437	7	9,444
小 計			129,635	12,959	142,594
5	9：廃止	今回の公開で廃止した事例	40,163	1,034	41,197
合 計			169,798	13,993	183,791

【更新事例】

「コンピュータチェックに関する公開基準」に基づき、以下に該当するチェック対象診療行為等に係る事例を更新しました。

- ・令和6年度診療報酬改定に伴い、コンピュータチェックに変更があった事例（変更）
- ・審査委員の要望等により、コンピュータチェックを微修正した事例（変更）
- ・前回公開以降にコンピュータチェックを設定した医薬品の事例（新規）
- ・公開対象としている算定ルールのうち、新たに公開対象とした事例（新規）

※コンピュータチェックに係る診療内容の適否については、画一的あるいは一律的に適用するものではなく、個別の症例ごとに審査委員会の医学（薬学）的判断により決定されます。

なお、以下の関連通知等に照らし、審査委員会において判断しています。

（参考）医科診療報酬点数表、歯科診療報酬点数表、調剤報酬点数表、療養担当規則、厚生労働省事務連絡（疑義解釈資料等）等

コンピュータチェック対象事例

コンピュータチェック対象事例は、支払基金ホームページからダウンロードできます。

コンピュータチェック対象事例の診療内容の適否については、審査委員会の医学（薬学）的判断により決定されます。

コンピュータチェック対象事例ファイル仕様書

コンピュータチェック対象事例ファイル仕様書については支払基金ホームページからダウンロードできます。

コンピュータチェックに関する公開

支払基金 <https://www.ssk.or.jp/>

- ① トップページ→診療報酬の審査→コンピュータチェックに関する公開
- ② トップページ→医療機関・薬局・訪問看護ステーションの方／保険者・自治体の方／ベンダーの方→コンピュータチェックに関する公開



https://www.ssk.or.jp/shinryohoshu/ssk_cc/index.html

理事会開催状況

10月理事会は10月28日に開催され、議題は次のとおりでした。

議 題

- 1 役員選任の認可
- 2 支払基金改革の進捗状況
- 3 報告事項
 - (1) 中期財政運営検討委員会の取りまとめ
 - (2) 支払基金事務所の移転売却計画
 - (3) レセプト及び請求支払関係帳票に係る誤送付の状況等
- 4 定例報告
 - (1) 令和6年8月審査分の審査状況
 - (2) 令和6年9月審査分の特別審査委員会審査状況
 - (3) 令和6年9月理事会議事録の公表

プレスリリース発信状況

- 10月 1日 令和6年7月診療分は対前年同月伸び率で確定件数2.5%増加、確定金額3.2%増加
9月記者発表事項について
- 10月29日 10月定例記者会見を開催
- 10月30日 コンピュータチェックに関する公開の更新
- 10月31日 支払基金における審査の一般的な取扱い（医科）を追加

「月刊基金」はホームページでも閲覧いただけます

支払基金

検索

バックナンバーも閲覧いただけますので、ぜひ、ご覧ください。

◆ トップページ → プレスリリース・記者会見・広報誌「月刊基金」・メルマガ → 広報誌「月刊基金」

社会保険診療報酬支払基金
Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

支払基金について 診療報酬の審査 診療報酬の請求・支払 オンライン・資格確認 データヘルス等 高齢者医療・介護保険 特定疾患計画 統計情報

返戻再請求及び再審査申出のオンライン化に関するお知らせ

都道府県情報 (支払基金からのご案内など)

医療機関等関係連絡先 (問い合わせ先) 検索

医療機関・薬局
・訪問看護ステーションの方

保険者・自治体の方

ベンダーの方

様式集 (ダウンロード等)

オンライン請求の手続き

各種帳票の見方

診療報酬改定通知

年間日程

災害関連情報

プレスリリース・記者会見
広報誌「月刊基金」・メルマガ



広報誌「月刊基金」



支払基金では、関係者をはじめとする国民の皆さまに、支払基金の事業運営への信頼の向上を図ることを目的に「月刊基金」を毎月発行しています。

→ [広報誌月刊基金（最新号&バックナンバー）](#)

支払基金メールマガジンのご案内

もう登録は
お済みですか？

1

支払基金メールマガジンでは以下の情報をインターネットメールで提供しています。

保険者等 (保険者団体を含む)へ 配信している情報

レセプトデータおよび請求
関係帳票データがオンライン
請求システムからダウンロー
ド可能になったという情報

医療機関等 (診療担当者団体を含む)へ 配信している情報

返戻レセプトデータ、増減点
連絡書データおよび振込額明細
データ等がオンライン請求シ
ステムからダウンロード可能にな
ったという情報

保険者・医療機関等共通の配信情報

- ①オンライン請求システム等に障害が発生した場合の緊急連絡
- ②電子レセプトの記録条件仕様、レセ電の基本マスターおよび電子点数表が更新されたという情報
- ③厚生労働省から連絡文書（疑義解釈、保険適用等）が発出されたという情報

2

登録方法

メールアドレスの登録は次のいずれかの方法によりお願いします。

登録方法は、支払基金ホームページでもご案内しています。

支払基金ホームページ (<https://www.ssk.or.jp/>) トップページ

→プレスリリース・記者会見・広報誌「月刊基金」・メルマガ→「支払基金メールマガジン」のご案内



空メールによる登録方法

メールの宛先を右の2次元バーコードから読み込み、空メールを送信します。

または、宛先欄に次のアドレスを直接入力し、空メールを送信します。

空メールの送信先: toroku@mail.ssk.or.jp



Web上の登録ページからの登録方法

アクセス先を右の2次元バーコードから読み込み、ブラウザよりWebページにアクセスし、登録するメールアドレスを入力します。返信メールに記載されている登録フォームへアクセスし、必要な項目をご入力ください。



3

Q&A (よくあるお問い合わせ)

Q1 登録メールを送信したのですが、返信メールが届きません。

A1 ドメイン指定受信等を設定されている場合、返信メールが届かない場合があります。

「ssk@mail.ssk.or.jp」からのメールを受信できるように設定する必要があります。

Q2 登録しているメールアドレスを変更できますか。

A2 配信されているメールに掲載されている「登録内容の変更」でメールアドレスの変更はできません。お手数ですが、現在登録しているアドレスを配信停止手続き後に、変更後のアドレスを新規登録願います。

Q3 登録するメールアドレス等の情報漏えいが心配です。

A3 登録された情報は厳正に管理し、IP制限や、二要素認証機能などのアクセス制御機能を付加することにより、不正アクセスを遮断し、情報漏えいのリスクから守っています。

Q4 メールマガジンに掲載してあるリンク先は安全ですか。

A4 メールマガジンに掲載のリンク先は、支払基金ホームページ (<https://www.ssk.or.jp/>) へ移行するよう設定しているため安全です。

(※診療報酬情報提供サービスについては、厚生労働省が運用するホームページ (<http://shinryohoshu.mhlw.go.jp/>) をご案内しています。)

支払基金メールマガジンに関するお問い合わせ先

社会保険診療報酬支払基金 本部 経営企画部 企画広報課

TEL: 03-3591-7441 9時～17時30分(土、日、祝日、年末年始を除く)